

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例 の整理に関する条例 改正要旨

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業の換地処分に伴い、町名等が変更となることから、区域内にある公共施設の所在地等、旧地番で表記されている規定のある関係条例について見直しを行うものです。

第1条 入間市公告式条例の一部改正

藤沢支所前掲示場の所在地を新地番に改めるものです。

第2条 入間市役所支所設置条例の一部改正

藤沢支所の所在地を新地番に改めるものです。

第3条 入間市学習等供用施設設置条例の一部改正

藤沢学習等供用施設の所在地を新地番に改めるものです。

第4条 入間市公民館設置及び管理条例の一部改正

藤沢公民館の所在地を新地番に改めるとともに、藤沢公民館及び東藤沢公民館の対象区域に沿って、対象区域内の地番を改めるものです。

第5条 入間市立図書館設置及び管理条例の一部改正

藤沢分館の所在地を新地番に改めるものです。

第6条 入間市立保育所設置及び管理条例の一部改正

藤沢第二保育所の所在地を新地番に改めるものです。

第7条 入間市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

給水区域に新町名「下藤沢一丁目～五丁目」を加えるものです。

施行日 公布の日